

改正案	現行
<p>弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）（第五条關係）</p> <p>（認定手續に関する税関長に対する手續）</p> <p>第一条 弁理士法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の政令で定める手續は、次に掲げる手續とする。</p> <p>一 輸出してはならない貨物に係る次に掲げる手續であつて、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の三第一項に規定する特許権者等が行うもの</p> <p>イ 関税法第六十九条の三第一項に規定する認定手續に係る税関長の通知の受領</p> <p>ロ 関税法第六十九条の七第一項の規定による意見を聴くことの求め</p> <p>ハ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第六十二条の二第一項の規定による証拠の提出及び意見の陳述</p> <p>ニ 関税法施行令第六十二条の二第二項の規定による意見の陳述</p> <p>ホ 関税法施行令第六十二条の十一第三項の規定による意見の陳述</p> <p>二 輸入してはならない貨物に係る次に掲げる手續であつて、関税法第六十九条の十二第一項に規定する特許権者等が行うもの</p> <p>イ 関税法第六十九条の十二第一項に規定する認定手續に係る税関長の通知の受領</p> <p>ロ 関税法第六十九条の十七第一項の規定による意見を聴くことの求め</p> <p>ハ 関税法施行令第六十二条の十六第一項の規定による証拠の提出及び意見の陳述</p>	<p>弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）（第五条關係）</p> <p>（認定手續に関する税関長に対する手續）</p> <p>第一条 弁理士法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の政令で定める手續は、次に掲げる手續（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の九第一項に規定する特許権者等が行うものに限る。）とする。</p> <p>一 関税法第六十九条の九第一項に規定する認定手續に係る税関長の通知の受領</p> <p>二 関税法第六十九条の十四第一項の規定による意見を聴くことの求め</p> <p>三 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第六十二条の十一第一項の規定による証拠の提出及び意見の陳述</p>

二| 関税法施行令第六十二条の十六第二項の規定による意見の陳述  
ホ| 関税法施行令第六十二条の二十八第三項の規定による意見の陳述

四| 関税法施行令第六十二条の十一第二項の規定による意見の陳述  
五| 関税法施行令第六十二条の二十三第三項の規定による意見の陳述